

# 大崎市病院事業給食業務委託（本院及び鳴子温泉分院） 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この実施要領は、大崎市病院事業（本院及び鳴子温泉分院）における給食業務を行う事業者について、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務の名称

大崎市病院事業給食業務委託（本院及び鳴子温泉分院）

### (2) 業務の目的

本業務は、本院及び鳴子温泉分院における患者給食提供業務（献立作成（本院のみ）、食材調達、調理、配膳、下膳及び洗浄等）となり、本業務に支障をきたさない業務実施体制を確保し、専門的知識と経験及び実績を有する事業者に委託することによって、業務の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに安全で衛生的な患者給食を提供することを目的とする。

### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (4) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 3 見積上限額

1, 247, 334, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。なお、当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失う。

- (1) 参加表明書の提出時点において、大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年3月31日訓令甲第62号）第6条に規定する物品調達等に係る競争入札参加登録簿の業務区分：管理業務、業種区分：業務代行、部門：給食に登録されている者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結の日までの間において、大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領（平成18年3月31日告示第23号）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第16

7条の1第1項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。)第1項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日規則第39号)第4条各号のいずれかに該当しないこと。
- (8) 一般社団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマーク(業種:患者等給食業務)の認定を受けていること。(2024年版データブックに掲載)
- (9) 参加表明書の申請日から起算して過去5年間において、400床以上の一般病床を有する病院の給食業務を元請けとして受託した実績を有すること。

## 5 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、大崎市病院事業ウェブサイトより各様式をダウンロードし、以下により関係書類を提出すること。

### (1) 一次選考提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書【様式1号】

イ 業務実績証明書【様式2号】

ウ 令和5・6年度大崎市入札参加資格通知書の写し

エ その他必要な参考資料【任意様式】

※任意様式は、A4縦とし、印刷又は記載は片面とすること。

### (2) 二次選考提出書類

ア 企画提案書【様式4号】

イ 事業者の概要【様式5号】

ウ 業務の実績調書【様式6号】

エ 配置予定従事者調書(受託責任者)【様式7-1号】

オ 配置予定従事者調書(受託副責任者)【様式7-2号】

カ 調理・盛付け及び配膳・下膳に関する考え方と方法【様式8-1号】

キ 患者給食全体に対する総合的な提案【様式8-2号】

ク 献立作成について【様式8-3号】

ケ 調理作業について【様式8-4号】

コ 食材調達について【様式8-5号】

サ 受託準備体制【様式8-6号】

シ 見積書及び積算内訳書【様式9号】

※任意様式は、A4縦とし、印刷又は記載は片面とすること。

## 6 選考書類の提出について

(1) 提出期限

ア 一次選考書類 令和6年8月9日(金)午後5時まで

イ 二次選考書類 令和6年9月13日(金)午後5時まで

(2) 提出場所(事務局)

〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

大崎市病院事業経営管理部総務課管財係(用度担当)

電話番号: 0229-23-3311(内線: 3505)

電子メールアドレス: kanzai@h-osaki.jp

(3) 提出部数

ア 一次選考書類 3部(正本1部, 副本2部) 電子的記録媒体(DVD-R)

イ 二次選考書類 10部(正本1部, 副本9部) 電子的記録媒体(DVD-R)

(ア) 正本は、大崎市の入札参加業者登録に使用した印鑑を押印して提出すること。

(イ) 第二次選考用提出書類の副本には、会社名(商号又は名称)等提案者を識別できる表現を記載しないこと。

(ウ) 磁的記録媒体の文書は、紙媒体文書と同じ内容とすること。

(エ) 電磁的記録媒体の文書は、原則としてMicrosoft Office (Word, Excel 及び PowerPoint) を利用して作成すること。また、PDF ファイルに変換したデータも格納すること。

(4) 提出方法

持参(土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし, 提出期限内に必着とする。)とする。

## 7 現場説明について

現場説明を希望する者を対象に次のとおり現場説明を行う。

(1) 開催日時

令和6年7月16日(火)から19日(金)まで

(2) 参加人数

1事業者あたり2名まで

(3) 申込期限

令和6年7月11日(木)午後5時まで

(4) 提出様式

現場説明参加申込書【様式10号】により電子メールで提出すること。開催

日時、集合場所等については、参加申込事業者に対し、直接電子メールで通知する。

## 8 一次選考に係る質問書の提出について

本プロポーザルの一次選考に対する質問は、以下により行うものとする。

(1) 様式、質問書【様式3】による。

(2) 提出方法

電子メール (kanzai@h-osaki.jp) にて提出のこと。電子メール以外での質問は受付しない。なお、電子メールの標題は次のとおりとする。

【大崎市病院事業給食業務委託（本院及び鳴子温泉分院）】事業者名 質問  
事業者名の箇所には、会社の名称を記載すること。

(3) 質問書送信後、必ず電話にてメール受信状況の確認を行うこと。受信確認の電話連絡は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

(4) 質問書受付期限

令和6年7月29日（月）午後5時まで（必着）

(5) 質問書に対する回答

令和6年8月1日（木）までに、質問者に電子メールで返信するとともに、大崎市病院事業ウェブサイト (<https://www.h-osaki.jp>) に質問者名をふせて掲載する。

## 9 一次選考審査の実施

事務局において、「5（1）一次選考提出書類」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

(1) 通知予定年月日

令和6年8月16日（金）

(2) 参加要件を満たしていることが確認された者に対して、書面又はメール（参加表明書に記載された連絡先として希望するアドレス宛て）によりプレゼンテーションの日程を通知する。

(3) 参加要件を満たしていないとされた者に対しては、書面又はメール（参加表明書に記載された連絡先として希望するアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

## 10 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合には、参加辞退届【様式11号】を提出すること。

(1) 参加辞退届の提出期限

令和6年8月23日（金）午後5時まで

(2) 提出先

- 6 (2) に同じ。
- (3) 提出方法
  - 6 (4) に同じ。

## 1 1 二次選考に係る質問書の提出について

本プロポーザルの二次選考に対する質問は、以下により行うものとする。

- (1) 様式, 質問書【様式3】による。
- (2) 提出方法
- (3) 電子メール (kanzai@h-osaki.jp) にて提出のこと。電子メール以外での質問は受付しない。なお, 電子メールの標題は次のとおりとする。  
【大崎市病院事業給食業務委託 (本院・鳴子温泉分院)】事業者名 質問  
事業者名の箇所には, 会社の名称を記載すること。
- (4) 質問書送信後, 必ず電話にてメール受信状況の確認を行うこと。受信確認の電話連絡は, 土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。
- (5) 質問書受付期限  
令和6年8月26日 (月) 午後5時まで (必着)
- (6) 質問書に対する回答  
令和6年8月29日 (木) までに, 質問者に電子メールで返信するとともに, 大崎市病院事業ウェブサイト (<https://www.h-osaki.jp>) に質問者名をふせて掲載する。
- (7) 質問の回答書は, 実施要領及び仕様書の追加または修正とみなすものとする。

## 1 2 二次選考審査の実施

プロポーザル審査委員会 (以下, 「審査委員会」という。) にて, 「5 (2) 二次選考用提出書類」に掲げる書類やプレゼンテーションについて, 評価基準に基づいて審査する。その審査結果をもとに, 優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

なお, 審査委員会は計5人で構成するが, 委員の氏名については, 選定における公平性を確保するため, 審査結果の公表時に公表するものとする。

### (1) 二次選考審査の方法

- ア 審査委員会にて, 実績評価, 提案内容評価及び価格評価を実施する。
- イ プレゼンテーションは, 1者当たり40分 (説明20分, 質疑応答20分以内) 以内で説明を受ける。
- ウ プレゼンテーションで求める内容は, 企画提案書の説明, 内容・表現を補足するための追加説明及び選定委員からの質疑に対する回答とする。また, 質疑に対して回答した内容は, 企画提案に含めるものとする。
- エ プレゼンテーションに必要な機材のうち, 大型モニタ, プロジェクター又はスクリーンは当方で準備する (接続形式はHDMIケーブルによる)。パソコンその他必要なものがある場合は, 提案者にて準備すること。

- オ 出席者の服装，使用する機材等は，会社名（商号又は名称）等提案者を識別できないよう配慮すること。
- カ プレゼンテーションの順番は二次選考提出書類の受付順とする。
- キ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により，プレゼンテーションをリモートで行う場合がある。その場合は，別途通知するものとする。
- ク すでに提出された企画提案書等の差し替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合には，プレゼンテーション時に説明すること。
- ケ 実施予定日  
令和6年9月20（金） ※予定
- コ 時間  
午後1時から午後5時までの間で，発注者が指定する時間とする。なお，遅くとも開始の10分前までに所定の場所に到着していること。
- サ 場所  
大崎市民病院3階会議室 ※予定

### 1.3 優先交渉権者及び次順位候補者の選定

#### (1) 失格要件

- ア 提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ウ 審査委員会又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合
- エ プレゼンテーション当日に，正当な理由無く開始予定時刻までに到着しなかった場合
- オ 「3 見積上限額」に示す上限額を超えた場合

#### (2) 優先交渉権者

- ア 審査委員会にて，「5（2）二次選考用提出書類」に掲げる書類及びプレゼンテーションについて，評価基準に基づいて審査し，各審査委員の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。同点の場合は，見積書の金額が低い者を優先交渉権者として選定する。
- イ 優先交渉権者との間に調整協議が成立した場合は契約相手方として決定する。なお，調整協議不成立の場合は，次順位候補者と調整協議を行い，協議成立の場合は契約相手方としてこれを決定する。

### 1.4 評価基準

下記評価基準に基づき，審査委員会により選定する。本プロポーザルの評価項目及び配点は次に掲げるものとする。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	調理・盛付け及び配膳・下膳に関する考え方について	調理・盛付け及び配膳・下膳について適切な考え方と方法で行えるか，以下の①～⑦の提案内容で評価する。 ① 調理方式（クックサーブ）のほか，	15点

		<p>新調理方式（クックチル）に関する知識</p> <p>② HACCPに基づく調理作業手順</p> <p>③ HACCPに基づく配膳作業</p> <p>④ HACCPに基づく下膳作業</p> <p>⑤ HACCPに基づく食器洗浄及び消毒</p> <p>⑥ 職業感染防止</p> <p>⑦ 衛生管理及び感染対策に関する職員教育</p>	
2	患者給食全体についての総合的な提案	<p>患者給食全体について総合的な提案を適切に行えるか、以下の①～⑥の提案内容で評価する。</p> <p>① 個別対応や患者ニーズ（患者満足度アンケート・提言書等による評価）に対し、柔軟な対応</p> <p>② 喫食率の把握方法と向上対策</p> <p>③ 誤配膳等のインシデントまたはアクシデント予防対策及び発生時対応方法</p> <p>④ 行政処分等による業務停止時の対応及び連絡・支援体制</p> <p>⑤ 業務代行保証及び発動手順</p> <p>⑥ 災害発生時の対応マニュアルの整備及び連絡・支援体制</p>	15点
3	献立作成について（本院のみ）	<p>献立作成について仕様以上に付加または改善する提案があるか、以下の①～⑥の提案内容で評価する。</p> <p>① 新調理方式（クックチル）の特性を理解した献立作成</p> <p>② 食物アレルギー食のほか、仕様書中別表6に定める治療食の献立作成</p> <p>③ 満足度を高める創意工夫</p> <p>④ 季節感、旬の材料使用、行事食への魅力的な取組み</p> <p>⑤ 郷土料理の採用など、地域性の考慮</p> <p>⑥ 日本人の食事摂取基準及び疾患別治療ガイドライン等改定への柔軟</p>	15点

		な対応	
4	調理作業について (鳴子温泉分院のみ)	調理作業について当院が作成した献立に忠実な調理ができるか、以下の①～④の提案内容で評価する。 ① 調理上の注意点を理解し、献立に忠実な調理 ② 献立改良後の調理作業 ③ 調理完成後の仕上がり指摘への柔軟な対応 ④ 調理業務担当者への技術指導	15点
5	食材調達について	食材調達について仕様以上に付加または改善する提案があるか、以下の①～⑤の提案内容で評価する。 ① 通常の食材調達ルートが絶たれた場合の食材確保体制 ② 地場産品の採用、地産地消の取り組み ③ HACCPに基づく検品体制 ④ 自社製品の使用割合 ⑤ 新商品採用に対する柔軟な対応	15点
6	従業員の確保（採用計画、欠員補充対策、研修計画、離職防止対策等）について	今回の業務を受託する準備は十分であるか	5点
7	金額の低廉さ	提案価格の低廉さ	20点
合 計			100点

## 15 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。ただし、各実施日については、当病院事業の事務上の都合により変更できるものとする。

項番	内 容	年 月 日
1	公募型プロポーザル実施公告	令和6年7月8日（月）
2	現場説明申込期限	令和6年7月11日（木）
3	現場説明期間	令和6年7月16日（火）～ 令和6年7月19日（金）
4	一次選考書類に係る質問書提出期間	令和6年7月22日（月）～ 令和6年7月29日（月）
5	質問に対する回答（一次選考）	令和6年8月1日（木）



6	一次選考書類提出期間	令和6年8月5日(月)～ 令和6年8月9日(金)
7	参加資格確認・確認結果通知	令和6年8月16日(金)
8	参加辞退届提出期限	令和6年8月23日(金)
9	二次選考書類に係る質問書提出期間	令和6年8月19日(月)～ 令和6年8月26日(月)
10	質問に対する回答(二次選考)	令和6年8月29日(木)
11	二次選考書類提出期間	令和6年9月6日(金)～ 令和6年9月13日(金)
12	書類審査及びプレゼンテーション ・プレゼンテーション審査 ・優先交渉権者、次順位候補者の選定	令和6年9月20日(金) ※予定
13	優先交渉権者等の決定・審査結果通知	令和6年9月下旬
14	契約内容の調整協議	令和6年9月下旬
15	随意契約執行伺	令和6年10月中旬
16	見積り合わせ	令和6年11月中旬
17	契約締結	令和6年11月下旬

## 16 審査結果の公表

審査結果については、確定後直ちに二次選考審査参加者に書面にて通知するとともに、以下の項目について大崎市病院事業ウェブサイト (<https://www.h-osaki.jp>) に掲載し公表する。

- (1) プロポーザルの参加者名
- (2) 優先交渉権者
- (3) 評価結果一覧表(ただし、選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする)
- (4) 審査委員会委員名
- (5) その他必要事項

## 17 契約条件

当病院事業が選定した優先交渉権者と契約について協議を行い、大崎市病院事業契約事務規程に基づいて契約を締結するものとする。その際、企画提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、当病院事業と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更及び削除を行えるものとする。従って、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次順位候補者との協議を行うものとする。

## 18 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (2) 参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- (3) 提案者は、実施要領及び仕様書等の不知又は不明、企画提案書の記載事項の錯誤等を理由に提案及び企画提案書提出後に異議を申し立てることはできない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出等一切の経費は、参加者の負担とする。
- (5) 本業務の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により、業務を実施することができない場合には、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、その場合、本プロポーザルに要した経費を大崎市病院事業に請求することはできない。
- (6) 企画提案書等の評価において、不明点等があった場合、補足説明等を求める場合がある。ただし、当該補足資料等において、提案内容が変わる修正は認めない。

## 19 担当課（問合せ先）

- (1) 部署名：大崎市病院事業経営管理部総務課管財係（用度担当）
- (2) 所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- (3) 電話：0229-23-3311（内線3505）
- (4) FAX：0229-23-5380
- (5) E-mail：kanzai@h-osaki.jp

## 二次選考提出書類の作成要領

### 1 作成要領

#### (1) 企画提案書【任意様式】

- ア 事業全体に関する基本方針及び考え方について
- イ 同規模病院への導入実績について
- ウ 事業推進体制について
- エ 創意工夫に基づく追加提案やアピールポイント等について
- オ インデックスラベルを付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）すること。
- カ 用紙はA4版を原則とし、資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。
- キ 目次及びページ数を付すこと。
- ク 文字サイズは11ポイント以上とする。なお、イメージ図や写真を用いる場合は、説明等に使用する文字サイズは自由とするが、見やすさ、わかりやすさを心がけること。
- ケ 企画提案の記述に当たっては、業務に精通していない者が、企画提案者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。
- コ 著作権はそれぞれの企業に帰属する。
- サ 提出された企画提案書等は原則非公開とし、返却はしない。
- シ 企画提案書等は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ス 提出された企画提案書等は、内容の評価以外提案者に無断で使用しない。
- セ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (2) 見積書【様式9号】

積算根拠がわかるように積算内訳書（任意様式）を添付すること。